

有価証券時価情報

〈平成22年度中間〉

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成22年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	7,989	8,447	457
	社 債	1,958	1,972	14
	小 計	9,947	10,419	472
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	4,941	4,913	△ 27
	小 計	4,941	4,913	△ 27
合 計		14,888	15,333	444

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成22年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式		3,532
関 連 法 人 等 株 式		—
組 合 出 資 金		520
合 計		4,052

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成22年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	9,305	6,004	3,301
	債 券	466,101	452,745	13,356
	国 債	209,770	203,612	6,157
	地 方 債	152,464	147,660	4,803
	社 債	103,867	101,471	2,395
	そ の 他	45,589	44,382	1,206
	小 計	520,996	503,132	17,864
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	18,076	24,373	△6,297
	債 券	15,927	16,006	△79
	国 債	7,981	8,038	△57
	地 方 債	4,951	4,968	△16
	社 債	2,994	2,999	△4
	そ の 他	20,923	22,271	△1,348
	小 計	54,927	62,651	△7,724
合 計		575,923	565,783	10,140

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成22年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	
株 式		3,848
そ の 他		870
合 計		4,718

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きいため、市場価格が公正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。

これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が2,098百万円増加、「繰延税金資産」が849百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,248百万円増加しております。

なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。

4.減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、821百万円（うち、株式821百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
- ② 発行会社が債務超過
- ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

〈平成23年度中間〉

1.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成23年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	7,991	8,350	358
	社 債	3,400	3,418	18
	小 計	11,391	11,769	377
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	2,338	2,324	△ 14
	小 計	2,338	2,324	△ 14
合 計		13,730	14,094	363

2.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成23年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式		3,532
関 連 法 人 等 株 式		—
組 合 出 資 金		237
合 計		3,769

3.その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成23年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	10,076	5,989	4,087
	債 権	538,311	526,537	11,773
	国 債	224,676	219,671	5,004
	地 方 債	182,288	177,670	4,618
	社 債	131,346	129,196	2,150
	そ の 他	52,673	51,750	922
	小 計	601,062	584,277	16,784
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	15,817	20,955	△5,137
	債 権	59,785	59,913	△128
	国 債	37,083	37,158	△74
	地 方 債	10,096	10,125	△28
	社 債	12,605	12,629	△24
	そ の 他	27,245	28,624	△1,378
	小 計	102,849	109,493	△6,644
合 計		703,911	693,771	10,139

有価証券時価情報

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

		平成23年9月30日 中間貸借対照表計上額
株	式	3,831
そ	他	748
の 合 計		4,580

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きいため、市場価格が公正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。

これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が377百万円増加、「繰延税金資産」が152百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が224百万円増加しております。

なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。

4.減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は719百万円（うち、株式719百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
- ② 発行会社が債務超過
- ③ 発行会社が2期連続の赤字決算